# PRTR開示請求の手引き

~ P R T R データの開示請求をされる方へ~

化学物質排出把握管理促進法に基づくPRTR制度により、国の関係行政機関(主務省庁)の長に対し、事業者が届け出た化学物質の環境への排出量等に関する情報について、誰でも開示を請求することができます。

環境省では、「環境省PRTR開示窓口」を設け、開示請求や開示に係る各種御相談を受け付けています。

#### OPRTR制度とは?

化学物質を取り扱う事業者が、事業活動によって環境に排出される化学物質の排出量・移動量等について、毎年4月~6月の間に、都道府県を経由して自ら営む業を所管する主務省庁の長に届け出ることが義務づけられている制度です。

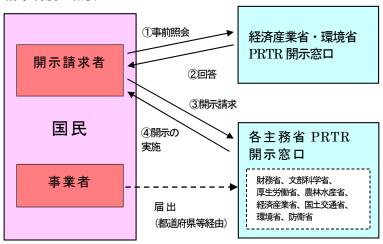
この届け出られた個別事業所ごとの排出量等の情報は、環境省・経済産業省のコンピュータにて電子的に記録され集計されます。

集計結果の公表日以後、どなたでも主務大臣の保有する事業所に係る情報の開示を請求することができます。

#### 〇主務省庁

届出をする事業者が営む業を所管する省庁のことで、本法においては<u>財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省</u>の8省庁が該当します。

#### <開示請求制度の概要>



①事前照会 : 開示請求の際に、開示対象(開示を求める事業所名等)を特定するための事

前の手続のことです。

②回答:開示対象を特定するために必要となる情報の提供を受けることができます。

③開示請求 :「ファイル記録事項開示請求書」の提出と手数料の納付を行います。

4 開示の実施:指定した媒体で開示を受けることができます。

令和 6 年 7 月 環 境 省

### 開示請求の対象となる情報

事業者から届け出られた情報は、個人情報等を除き、すべて開示の対象となります。 具体的には、

- 〇事業者、事業所に関する情報(名称、所在地等)
- 〇事業所における第一種指定化学物質の排出量・移動量に関する情報
  - 第一種指定化学物質の名称
  - 大気への排出量
  - ・公共用水域への排出量及び排出先の名称
  - ・土壌への排出量
  - ・下水道への移動量
  - ・事業所外への移動量

等について、開示請求により誰でも必要とする情報を入手することができます。

これらの情報は、データ量が膨大であり電子的にファイルに記録していることから、 「ファイル記録事項」と呼んでいます。

## 開示を受けることのできる媒体

開示対象のファイル記録事項について開示を受ける際には、以下 2 つの媒体から選択することができます。(媒体ごとで手数料の額が変わります。)

①用紙による提供:一事業所につきおよそ1枚

②電磁的記録媒体(CD-R等)による提供 :約650MBのデータ量まで収容可

電磁的記録媒体(②)で提供を受ける場合、3種類のファイルにデータが収められます。

〇本紙ファイル

事業者、事業所に関する情報(従たる業種を除く。)

○別紙ファイル

事業所における第一種指定化学物質の排出量・移動量に関する情報

〇他業種ファイル

事業者が営む従たる業種

各ファイルは、txt 形式(カンマ区切りのテキスト形式)のファイルとなっています。 各種表計算ソフトを起動させた上で txt 形式のファイルを開くと、表形式で表示させることができ、独自の検索や集計等の加工を任意に行えます。

また、表形式にした場合の各データ項目のタイトルは、別のファイルに収録しています。 その他、これらのファイルと一緒に収録している「はじめに.txt」というファイル名の ファイルにも、特記事項が記載されていますので、ファイルを開いてご覧ください。

### 開示請求の方法

開示請求を行う際、開示請求者の氏名及び住所の他に、開示請求しようとする事業所の名称及び所在地、その他の開示請求に係る事業所を特定するに足りる事項を明らかにしていただくことが必要です。

このため、これらの事項を「ファイル記録事項開示請求書」(以下「開示請求書」という。)に記載し、PRTR 開示窓口に提出するか又は郵送してください。

開示請求には、所定の手数料が必要です。開示請求書に手数料に相当する収入印紙を添付し納付してください。

なお、環境省及び経済産業省では、個別事業所の業種に関係なくすべての個別事業所のファイル記録事項について、開示請求への対応が可能です。

具体的な開示の手続は次のとおりです。

#### (1)全年度分のファイル記録事項を一括して開示請求する場合

開示請求書(表面のみ)に必要事項を記載し、手数料に相当する収入印紙を貼付の上、 PRTR 開示窓口に提出するか又は郵送してください。

※一年度分のデータは相当の容量があるため、データベースソフトを使用してデータを見る場合には便利ですが、表計算ソフトでは、読み込みができる行数が限られていることがあるため、すべてのデータを一度に読み込むことができない可能性があります。電子ファイルに納められている PRTR データ分析システム「PRTR けんさくん」を利用すると、集計・分析等が簡単に行えます。

#### (2) 一部のファイル記録事項について開示請求する場合

一部のファイル記録事項について開示請求する場合、あらかじめ<u>入手しようとする情報</u>の特定(届け出られた全ファイル記録事項のデータの中から、入手しようとする情報をコンピュータ上で特定し抽出)が必要となります。(開示請求書の提出の前に行っていただくこの手続を「事前照会」と呼びます。)

以下の方法により必ず事前照会を行っていただきますようお願いします。

#### <事前照会の方法>

E-mail 又は電話による方法から選択し、事前照会に必要な事項を環境省 PRTR 開示窓口までお問い合わせください。

- ※E-mail の場合は、必要事項をメールの本文に記載して送信してください。
  - メールの件名は「PRTR開示請求事前照会」としてください。
- ※電話による御相談も承りますが、なるべく E-mailにて御照会いただきますようお願いします
- ※事前照会は、経済産業省 PRTR 窓口でも受け付けています。

照会を受けた PRTR 開示窓口からは、開示対象を特定するために必要な情報を提供しま

す。この回答をもとに開示請求を行ってください。

<事前照会及び環境省PRTR開示窓口からの回答>

「事前照会」として以下の事項をお知らせください。

#### <事前照会の内容>

- ①開示対象の特定方法
  - →事業所(名称及び所在地)を指定又は地域(都道府県・市区町村)、業種、 化学物質名、その他の条件により全データから範囲を絞り込んで対象を特定
- ②希望する開示媒体の種類
  - →用紙 (A4)、電磁的記録媒体 (CD-R等)
- ③媒体の入手方法
  - →郵送又はPRTR開示窓口への御来訪

環境省PRTR開示窓口から以下の事項を回答します。

- ① 開示請求しようとする情報の存否(届出が行われている事業者か否か)
- ② 開示の実施に係る手数料の額
- ③ 郵送による開示実施の場合の郵送料の額

## 手数料の算出・納付

開示請求には、所定の手数料が必要です。

手数料は、次の表に示すとおり開示を受ける媒体及びデータの量(容量)によって決まります。開示請求書に収入印紙を貼付して納付してください。

#### <媒体別手数料算出方法>

内容	開示媒体	手数料算出方法
	用紙(A4)	紙1枚につき 20 円
事業所を検索し		
て開示	電磁的記録媒体	電磁的記録媒体1枚につき 200 円+0.5MB
	(CD-R 等)	までごとに 260 円
年度の全データ	電磁的記録媒体	電磁的記録媒体1枚につき 200 円+200MB
を開示	(CD-R 等)	までごとに 900 円 (※)

(※)最新年度の全国・全事業所のデータのみを1枚の電磁的記録媒体に収録したものは、手数料「1,100円」、過年度修正版と最新度の各々の全国・全事業所のデータを併せて1枚の電磁的記録媒体に収録したものは、手数料「2,000円」となります。

### 開示の実施

開示請求書の記載に不備がなく、所定の手数料を納付されたことが確認できたら、開示 を実施することとなります。

開示請求者があらかじめ指定した媒体(書面、電磁的記録媒体)にて開示が実施されます。

なお、郵送で開示請求する場合、開示請求書とともに郵便切手を貼った返信用封筒を同 封してください。(同封する郵便切手の額については、事前照会にて確認してください。)

### 各主務省庁の PRTR 開示窓口

各主務省庁に設置されている PRTR 開示窓口は、以下のとおりです。

省 庁 名	問い合わせ部署	TEL/E-mail
環 境 省	大臣官房環境保健部	TEL 03-5521-8259
	化学物質安全課	E-mail ehs@env.go.jp
経済産業省	産業保安・安全グループ	TEL 03-3501-0080
	化学物質管理課	E-mail qqhbbf@meti.go.jp
	化学物質リスク評価室	
財 務 省	理財局総務課	TEL 03-3581-4111 (内線2259)
	たばこ塩事業室	
文部科学省	研究開発局	TEL 03-5253-4111 (内線4143)
	環境エネルギー課	
厚生労働省	医薬局	TEL 03-5253-1111 (内線2428)
	医薬品審査管理課	
	化学物質安全対策室	
農林水産省	消費・安全局	TEL 03-3502-8111 (内線4500)
	農産安全管理課	
	農薬対策室	
国土交通省	総合政策局	TEL 03-5253-8111 (内線24312)
	環境政策課	
防衛省	地方協力局環境政策課	TEL 03-3268-3111 (内線36362)

#### <事前照会の流れ>

### 質問1) 開示対象の範囲は? ① すべてのファイル記録事項 ② 一部のファイル記録事項 **2** (1) \_ ■すべてのファイル記録事項 データは、1枚の電磁的記録媒体に収録されます。 開示請求に係る手数料は、電磁的記録媒体1枚につき1.100円です。 あらかじめ、1,100円に相当する収入印紙を御用意いただき、開示 請求書に貼付してください。 開示の実施を郵送で希望する場合には、開示請求書の他に、返信用 切手(140円)を貼付した封筒も同封してください。 ■一部のファイル記録事項 質問2) 開示対象の特定方法は? ① 事業所(名称及び所在地)を指定 ② 地域(都道府県・市区町村)、業種、化学物質名、その他の条件に より全データから範囲を絞り込んで対象を特定 **(2**) (1) →│具体的な事業所の名称及び所在地等をお知らせください。 質問3-1)地域の指定はありますか? 都道府県・市区町村の ① 指定なし レベルまで指定してくだ ② 指定あり-さい。(複数選択可能) 質問3-2)業種の指定はありますか? ① 指定なし 業種名又は業種コード ② 指定あり-で指定してください。 質問3-3) 化学物質の指定はあります か? 化学物質の名称又は施 ① 指定なし 行令号番号で指定してく ② 指定あり -ださい。 質問3-4) その他の条件はありますか? ① 条件なし その他の条件を指定して ② 条件あり —— ください。 質問4) 開示を実施する媒体は? ① 紙媒体(A4) ②電磁的記録媒体